



JASDAQ

平成 29 年 5 月 31 日

各 位

上場会社名 株式会社 山 大
代表者 代表取締役社長 木村 昭俊
(コード番号 7426)
問合せ先責任者 管理部課長 阿部 光治
(TEL 0225-93-1111)

株式併合及び単元株式数の変更等に係る定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に下記のとおり株式の併合及び定款の一部変更（単元株式数の変更等）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 株式の併合

(1) 併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合する株式の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもちまして、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 5 株を 1 株の割合をもって併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

株式併合前の発行済株式数	5,936,840 株
株式併合により減少する株式数	4,749,472 株
株式併合後の発行済株式総数	1,187,368 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

(3) 併合により減少する株式数

本株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有の株主様 80 名（そのご所有株式数の合計は 89 株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

<株主構成>

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	648 名 (100.0%)	5,936,840 株 (100.0%)
5 株未満所有株主	80 名 (12.3%)	89 株 (0.0%)
5 株以上所有株主	568 名 (87.7%)	5,936,751 株 (100.0%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合 (1) 併合を必要とする理由」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(注) 上記の変更にあたり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日となりますが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条 (目的) に事業の目的事項を追加するものであります。
- ② 前記「1. 株式の併合」および「2. 単元株式数の変更」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために現行定款第 7 条 (単元株式数) を変更するものであります。また、本変更は、株式併合の効力発生日に効力を発生するよう定款の附則にその旨の規定を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2条 (目的) 一. ～九 (省略) (新 設) 十. 前各号に関連する調査、研究、開発、マネジメント、およびコンサルティング業、ならびに代理、仲立、問屋業 十一. 前各号に付帯または関連する一切の業務	第2条 (目的) 一. ～九 (現行どおり) 十. <u>バイオマス、風力、太陽光の利用等による発電ならびに電気、熱の供給、売買に関する事業</u> 十一. 前各号に関連する調査、研究、開発、マネジメント、およびコンサルティング業、ならびに代理、仲立、問屋業 十二. 前各号に付帯または関連する一切の業務
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,100万株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>420万株</u> とする。
第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
 (新 設)	附 則 <u>本定款第6条及び第7条の変更の効力発生日は、平成29年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第59回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 今後の日程

取締役会開催日	平成29年6月2日
定時株主総会開催日	平成29年6月29日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。
今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
今回、当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指した取り組みを進めております。
当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株式の所有株式数や議決権数はどうなるのでしょうか。

A 4.

（所有株式数について）

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付けで株式併合後の株式数に変更されます。

（議決権数について）

議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。
具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成29年10月1日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	600株	6個	なし
例②	1,700株	1個	340株	3個	なし
例③	128株	なし	25株	なし	0.6
例④	4株	なし	なし	なし	0.8

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例③、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りの制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

また、効力発生前の所有株式が5株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記載された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動が生じることはありません。株式併合においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの総資産額は5倍となります。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。
ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。
具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場の売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 9. 次のとおり予定しています。

平成 29 年 6 月 29 日	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 11 月上旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q 10. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 10. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

※お問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-782-031 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

以上